平成２５年（フ）第２８号
長野県飯田市高羽町６丁目155番地２　ハイツ高田２号
債務者　石井　澄子
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第２０５号
岐阜市上川手290番地８
債務者　ローズガーデンこと　長尾　昭司
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２３号
岐阜県可児郡御嵩町上恵土1259番地　ロイヤルタマダＡ101号、前住所岐阜県可児郡御嵩町御嵩1822番地43
債務者　松永　孝一
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第６７３号
愛知県小牧市大字小牧原新田1277番地３　ヴィラ・カロッテ205号、従前の住所愛知県小牧市堀の内３丁目72番地２　シャトー堀の内202号
債務者　イリエ塗装こと　入江　広一
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１１号
三重県津市白山町三ヶ野2161番地１
債務者　北野　芳子
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１８２号
奈良市鳥見町４丁目３番地の１　富雄団地54―405号
債務者　都　進一郎
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１８３号
奈良市鳥見町４丁目３番地の１　富雄団地54―405号
債務者　都　　優子（旧姓西）
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４０号
鳥取県鳥取市相生町３丁目205番地　市住ＲＧ３―19号、旧住所鳥取県鳥取市松並町２丁目372番地　城北荘７号
債務者　福田　雄二
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５１号
鳥取県岩美郡岩美町大字網代273番地
債務者　佃馬　和宏
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５３号
鳥取県鳥取市大覚寺116番地２　みほハイツ303号
債務者　菅原　克章
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５４号
鳥取県鳥取市吉方温泉４丁目258番地　メゾンフィリップ102号、旧住所鳥取県鳥取市大覚寺107番地23
債務者　谷村　英樹
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４９号
広島市安芸区船越１丁目52番７号
債務者　岡本　明子
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３７９号
広島市安佐南区上安２丁目８番27―301号
債務者　松浦せつ子
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４４３号
広島県東広島市高屋町白市423番地19
債務者　井上　幸徳
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４４４号
広島県東広島市高屋町白市423番地19
債務者　井上　夏美
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５０９号
広島県安芸郡海田町東２丁目８番６号　社会福祉法人メインストリーム　身体障害者短期入所事業所エバーグリーン、住民票上の住所広島市西区福島町１丁目６番３―102号
債務者　新見　芳夫
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
広島地方裁判所民事第４部